

企画総務委員会

送付 16 - 17

区政全般の監査機関設置の条例を制定する陳情

受付年月日

平成 16 年 12 月 14 日

陳 情 者

千代田区六番町 1

松 下 保 久

陳 情 書

(陳情趣旨)

区政全般の監査機関設置の条例を制定していただきたい

(理由)

当方の東隣に施主学校法人河合塾 施工株式会社竹中工務店 (以下竹中という) が番町プロジェクト (延面積約5,000平方米、地上8階建 高さ31.4米、本年中に完成予定) を建築している。

1 建築指導課 (以下建築課という)

本年8月12日 (以下本年を省略) 前記現場から当方へコンクリート塊等が落下してきた。また大量のモルタルが飛散していた。

これについて9月2日建築課を訪ねコンクリート塊等の実物を見てもらい「当方にこんなものが落下した、この他モルタルが広い範囲に飛散していると説明し、こんな危険工事をしないように指導してもらいたい」と申し入れた。

このとき8月2日深夜から早朝にかけて、激しい騒音を伴う作業を行ったと、別紙4を見てもらった。建築課はこれを見て「重いというのであれば分散しておけばよい。荷取りだけして翌日取り付け作業をすればよい。これは自分のことだけを言っている」と言われた。

9月2日の申し入れに対して9月7日別紙1の回答があった。

9月13日建築課を訪ね「この回答には抜けているところや、正しくないところがある。修正してもらいたい」と次の説明をした。

(1) 9月2日に訪ねたとき「8月12日に私の方へこんなものが落下した。これは一部であるがとコンクリート塊55×51×28、25×17×10、20×20×14 (いずれもm/m) 等多数と無数のコンクリート片を見てもらっている。またモルタルが屋上一面笠木、空調機、植木等に飛散していることも話している。

回答ではコンクリート塊2個だけしか記していない。他も加えてもらいたい」

(2) 上記の原因は「外部抱足場の控えの関係でネットの位置が低かったか、ネットの継ぎ目から、すり抜けたと思われる」とあるが事実と違う。

事実はその前日の8月11日に3階か4階あたりから6階まで足場を組んだ。従って8月12日の時点では7階に足場はなく養生もしていなかった。

(3) 重大なことではないと思われているかも分からないが、まかり間違

えば人命にかかわっていた。このことから見れば回答のように簡単に済ませてよいのか。

- (4) 回答にモルタル飛散のことが出てこない。だからメッシュを通過するものについて触れていない。8月12日以後も色々なものの落下飛散が続いている。
- (5) シート養生について「枠組み足場が組めず、単管抱足場にしている。このため耐力的に劣るのでシート類で養生した場合安全上の問題があるのでシート養生できない」となっている。
 - (イ) シート養生ができないことを具体的に示してほしい。
 - (ロ) 仮に安全上できないにしても、常時安全上問題がある訳ではない。例えば台風の時等はシートをたためばよい。
- (6) 施工業者は何かにつけて、あれこれ理由をこぞつけて自己を正当化する。業者の言うことを鵜呑みにするのはやめてもらいたい。
- (7) 建築課で「梁を上げて仮止めし、車を建物に入れて作業をし後で梁を降す等近隣に配慮しているところも見られる」と言っていたが、それをしない場合はどれだけ迷惑が増えるのか少なくとも私の方はそれをしない方がよい。

2 広報広聴課（以下広報課という）

9月13日建築課へ申し入れたのに対して、9月22日別紙2の回答があった。

9月27日広報課を訪ね「建築課では話にならないので、こちらで納得のいく対処をしてもらいたい」と申し入れる。

なおこの時広報課は「建築課へ出すものが間違っではいけないので（私の）メモをコピーさせてもらいたい」と言う。他には見せない使わない、と確約したのでコピーをしてもらうことにした。

メモの内容は

- (1) 9月2日建築課を訪ねて、隣の危険工事と深夜作業について説明して「調べて返事をもらいたい」と頼んだ。
- (2) これに対して9月7日（9月6日付）別紙1の回答があった
- (3) この回答では納得できないので9月13日再び建築課を訪ね当方の説明を書きとめてもらった。これに対して9月22日別紙2の回答があった。この回答では話にならない。その内容は
- (4) 別紙2の3で「当初コンクリート塊が落下してきた8月12日時点作業をしていた7階には外部足場がなかった」ということに対して「外部足場は盛り替えという方法があって、まさに現地はその状態であった」とあり更に「外部足場がない状態で施工するのは安全管理の観点からあり得ない」と断定している。

しかし現実には当該建物の西側（当方側）の壁は鉄骨に壁パネルを取

り付けた後足場を組む方法で施工した。

くわしくは8月6日に6階の壁パネルを取り付けた。その後8月11日に既に壁パネルの取り付けが終わっていた3階か4階から6階までの足場を組んだのである。

従って8月12日時点では7階の壁パネルは取り付けられていなく当然足場はなかった。よって回答は全く根拠がなく作りごとである。

(5) 別紙2の5で「単管抱き足場は、枠組み足場に比較して耐力に劣るのか」と私が聞いたとあるが、私のメモを見ても分かるようにそんなことを言っていない。

(6) 別紙2の6で「PC版取り付けについて安全確保品質確保のため夜間作業をする」といっている。かと思えば「場合によっては翌日の日中に取り付けを行う」ともいっている。いうことが矛盾している。そもそも夜間作業は荷取りだけになっている。翌日の日中にできる作業を何も深夜それも0時30分ころまで鉄骨をたたく等の大きい騒音を出して近隣に多大の迷惑をかけるようなことをしなくてよい。またPC版の重量が「数トンに及ぶ」とあるが(建築課の計算に間違いがなければ)実際は2.6~2.8トン位である。このことをよく承知しているにもかかわらず業者より更に輪をかけて重いというのは話にならない。

(7) 別紙2の8で「この地域は气象台のデータで夏季は南々東、冬季は北々西の風が多いといわれている」とある。

こんなことを調べる位であればその前になぜ風害で困っているという住民の方を確かめようとししないのか。

また「建築計画の段階で吹き上げ、吹き降ろし剥離流等を予測する」とあるが、予測したかどうかを調べたのか。

住民が困っているという訴えの実状を把握しようともせず「当該の西側にあるので比較的影響を受けにくい」というに至っては、これが区の職員であるのかとあきれざるばかりである。

9月27日広報課への申し入れに、10月12日別紙3の回答があった。これに対して納得できないと伝えた。すると広報課は私の方では分からないというので、10月22日建築課を交えて話す。

この席で私が「業者と同じようなことを言って、その代弁者のようである」というと建築課は「やることはやっている」と怒ってなかなか話が進まなかった。私から「後のことを聞いてもらえばわかる」と何度となく伝えてやっと説明、反論することができるようになった。

その内容

(1) コンクリート塊落下等

当初の回答ではコンクリート塊2個だけしか記していなかった。そこで私から「大部分が抜け落ちているので修正してもらいたい」と頼んだ。

すると2回目の回答でモルタルのことが加えられただけである。どうしてありのままを記さず過少にしようとするのか。

(2) 足場養生

私は1回目の回答の後「8月11日3階か4階から6階までの足場を掛けた。従って8月12日には7階には足場がなく養生していなかった」と説明している。

これに対して2回目の回答で「外部足場は躯体や外装材取り付けの関係から『盛り替』といって一度取り外し、目的工事が終わりしだい直ちに足場をかけ直す方法をとります。まさに現場はその状態だったと思われれます」

また「外部足場がない状態で施工した」との問いに関しては「安全管理の観点からあり得ないと思います」とある。

それを3回目の回答で「一般的な工事のやり方を説明したもの」とある。どう見てもそのようには読みとれない。

また足場がなく養生していなかったのであるから1回目の回答で「外部足場の控えの関係ネット位置が低かったかネットの継ぎ目からすり抜けたと思われる」とあるのはすべて根拠がないことになる。

(3) 単管抱足場養生

1回目の回答で「枠組み足場が組めず単管抱き足場としている。

このため耐力が劣るため、シート類で養生した場合安全上の問題があるのでシート養生はできない」となっている。これに対して

(イ) できないことを具体的に示してほしい。

(ロ) 安全上できないといっても、常時安全上問題があるわけではない。

例えば台風時等はシートをたためばよい等と、1回目の回答後訪ねているのにこの説明がない。

(4) PC版

PC版の搬入荷取りを夜間にするのはやむを得ないにしても昼間できる取り付け作業をなぜ夜間しなければならないのか。

このことの説明がない。回答で「夜間できない分は翌日昼間行う」とあるのを見ても、夜間取り付けを行わなくても良いのは明らかである。

また業者は「PC版の重量は重くスラブ上は荷重的に積載できないので鉄骨梁に仮セットする」といっている。そうであれば重量が業者のいう4トンではなく2.6~2.8トンであるのだから根拠が崩れる。

また9月2日建築課は業者の別紙4を見たとき「スラブ上におけないことはない。重いというのであれば分散すればよい。これは自分のことだけをいっている」言われたのは何だったのか。この時とその後では手のひらを返したようである。

(5) 風害

(1) 2回目の回答で「松下様のビルは当該ビルの西側に位置しているの
で比較的影響を受けにくいと思います」また3回目の回答で「ビル風
の予測に関しては気象庁のデータや環境工学の一般的な傾向をお知ら
せしたものとある。これらは住民の言っていることを否定するよう
なものである。それも事実を確かめようとせずである。

現実に私の方は予測もしなかった風害で被害を蒙っているのである。

(4) 住民を無視しているがそんなことを言う前に、どうして発生源者に
「風害について検討したのか、また説明したか、更に現実に風害で困っ
ているがどうするつもりか」等を聞こうとしないのか。

(6) 以上のことに対して建築課は今までの回答を繰り返すのみであった。

(7) 広報課に「あなたの方から今日の返事をもらえないか」と尋ねたとこ
ろ「回答を出しても同じものになるから出せない」と言われた。

3 なお11月までコンクリート塊片他色々なものが落下飛散が続いた。中
には鉄片鉄粉と思われるものが飛散してきてサッシ、手摺り等の金属類に
附着したものは錆をよんでいる。

例えば駐車していた車(当該建物より最も離れた場所に)が錆によって
塗装しなおさなければならなかった位である。

このことは人の健康に悪影響を与えていることも想像に難くない。

4 11月22日区監査委員会を訪ねてみたが「こちらは直接区のお金にか
かわることしか扱っていない」と言われた。

5 11月22日区長秘書を訪ね「区政について納得がいけない場合はどう
すればよいか、どこにいけばよいか」と尋ねてみた。

「どんなことか」と聞かれたので、今回のことを簡単に説明して詳しく
は建築課と広報課に聞いてもらいたい」と伝える。

同日「係に聞いたところ『できることと(業者に)お願いすることがあ
る。できることはきちんとした』と回答があったと返事があった。

6 建築課について言えることは「できることはきちんとした、指導した」
と言っているが、事実を明らかにして実体を把握しないで正しい対処、適
切な指導ができる訳がない。

加えて住民に背を向け施主施工業者の代弁者のようであってはなおさら
である。

7 以上を見るととき現在の区の組織には区民、住民が納得できるように対処
するところがない。

よって中立的な立場で区政全般を監査してもらえる監査機関を条例によ
って設置していただきたい。

平成16年12月14日

千代田区議会議長様